

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤田正純

徳島県条例第二十号

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

八十三 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五
条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が農林水産大臣であるものに限る。）
八百七十円

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。